

川崎市訓令第2号

庁中一般

各 かい

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事業所等事務決裁規程（昭和41年川崎市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表3財務事項（1）一般（1）の項中「30,000,000円」を「100,000,000円」に、「5,000,000円」を「25,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（2）の項中「10,000,000円」を「50,000,000円」に、「3,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（3）の項中「200,000,000円」を「400,000,000円」に、「100,000,000円」を「200,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（4）の項中「50,000円」を「200,000円」に、「7,000,000円」を「15,000,000円」に、「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（5）の項中「50,000円」を「200,000円」に、「50,000,000円」を「150,000,000円」に、「20,000,000円」を「80,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（7）の項中「7,000,000円」を「15,000,000円」に、「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（8）の項中「50,000円」を「200,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（9）の項中「100,000円」を「1,000,000円」に、「20,000,000円」を「40,000,000円」に、「5,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（10）の項中「300,000円」を「1,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（11）の項中「100,000円」を「1,000,000円」に改め、同表3財務事項（1）一般（12）の項及び（13

) の項を次のように改める。

(12) 共済費及び災害補償費の支出決定に関すること。		○	○
(13) 報償費（支出の基準の定めがあるものを除く。）の支出決定に関すること。	1 件 800,000円以下 のもの	1 件 300,000円以下 のもの	1 件 300,000円以下 のもの

別表3財務事項(1)一般(14)の項中「3,000,000円」を「8,000,000円」に、「1,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同表3財務事項(1)一般(18)の項中「、扶助費」を削り、「7,000,000円」を「15,000,000円」に、「1,000,000円」を「8,000,000円」に改め、同表3財務事項(1)一般(42)の項中「が1件10,000,000円」を「が1件50,000,000円」に改め、「。ただし、予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けについては、1件25,000,000円以下のもの」を削り、「3,000,000円」を「15,000,000円」に、「、1件10,000,000円」を「、1件20,000,000円」に改め、同項を同表3財務事項(1)一般(43)の項とし、同表3財務事項(1)一般中(41)を(42)とし、(31)から(40)までを1ずつ繰り下げ、同表3財務事項(1)一般(30)の項中「7,000,000円」を「15,000,000円」に、「2,000,000円」を「8,0

〇〇, 〇〇〇円」に改め、同項を同表3財務事項(1)一般(31)の項とし、同表3財務事項(1)一般(29)の項中「1, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「1, 8〇〇, 〇〇〇円」に、「6〇〇, 〇〇〇円」を「1, 〇〇〇, 〇〇〇円」に改め、同項を同表3財務事項(1)一般(30)の項とし、同表3財務事項(1)一般中(28)を(29)とし、(25)から(27)までを1ずつ繰り下げ、同表3財務事項(1)一般(24)の項中「75, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「2〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」に、「5〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「1〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」に改め、同項を同表3財務事項(1)一般(25)の項とし、同表3財務事項(1)一般(23)の項中「25, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「4〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」に、「1〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「2〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」に改め、同項を同表3財務事項(1)一般(24)の項とし、同表3財務事項(1)一般(22)の項中「16, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「32, 〇〇〇, 〇〇〇円」に、「1〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「2〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」に改め、同項を同表3財務事項(1)一般(23)の項とし、同表3財務事項(1)一般(21)の項中「5, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「8, 〇〇〇, 〇〇〇円」に、「2, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「4, 〇〇〇, 〇〇〇円」に改め、同項を同表3財務事項(1)一般(22)の項とし、同表3財務事項(1)一般中(20)を(21)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) 扶助費の 支出決定に 関すること。		○	○
------------------------------	--	---	---

別表3財務事項(2)看護大学(1)の項中「5〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「2〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」に、「3〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「1〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円」に、「5, 〇〇〇, 〇〇〇円」を「25, 〇〇〇, 〇〇〇円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(2)の項中「2〇, 〇〇〇, 〇

00円」を「100,000,000円」に、「10,000,000円」を
「50,000,000円」に、「3,000,000円」を「10,000,
000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(3)の項中「300,
000,000円以下の」を「400,000,000円を超える」に、「2
00,000,000円」を「400,000,000円」に、「100,0
00,000円」を「200,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(4)の項中「50,000円」を「200,000円」に、「10,000,000円」を「20,000,000円」に、「7,000,000円」を「15,000,000円」に、「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(5)の項中「50,000円」を「200,000円」に、「100,000,000円以下の」を「150,000,000円を超える」に、「50,000,000円」を「150,000,000円」に、「20,000,000円」を「80,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(7)の項中「10,000,000円」を「20,000,000円」に、「7,000,000円」を「15,000,000円」に、「2,000,000円」を「5,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(8)の項中「50,000円」を「200,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(9)の項中「100,000円」を「1,000,000円」に、「30,000,000円」を「50,000,000円」に、「20,000,000円」を「40,000,000円」に、「5,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(10)の項中「300,000円」を「1,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(11)の項中「100,000円」を「1,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(12)の項及び(13

) の項を次のように改める。

(12) 共済費及び災害補償費の支出決定に関すること。			○
(13) 報償費（支出の基準の定めがあるものを除く。）の支出決定に関すること。	1 件 1,000,000円以下 下のもの	1 件 800,000円以下 のもの	1 件 300,000円以下 のもの

別表3財務事項(2)看護大学(14)の項中「5,000,000円以下の」を「8,000,000円を超える」に、「3,000,000円」を「8,000,000円」に、「1,000,000円」を「3,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(18)の項中「、扶助費」を削り、「10,000,000円以下の」を「15,000,000円を超える」に、「7,000,000円」を「15,000,000円」に、「1,000,000円」を「8,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(21)の項中「7,000,000円」を「10,000,000円」に、「5,000,000円」を「8,000,000円」に、「2,000,000円」を「4,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(22)の項中「24,000,000円以下の」を「32,000,000円を超える」に、「16,000,000円」を「32,000,000円」に、「10,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(23)の項中「35,000,000

円」を「50,000,000円」に、「25,000,000円」を「40,000,000円」に、「10,000,000円」を「20,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(24)の項中「120,000,000円以下の」を「200,000,000円を超える」に、「75,000,000円」を「200,000,000円」に、「50,000,000円」を「100,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(29)の項中「1,500,000円」を「2,000,000円」に、「1,000,000円」を「1,800,000円」に、「600,000円」を「1,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(30)の項中「10,000,000円以下の」を「15,000,000円を超える」に、「7,000,000円」を「15,000,000円」に、「2,000,000円」を「8,000,000円」に改め、同表3財務事項(2)看護大学(41)の項中「20,000,000円」を「100,000,000円」に改め、「。ただし、予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けについては、1件35,000,000円以下のもの」を削り、「が1件10,000,000円」を「が1件50,000,000円」に改め、「。ただし、予算で債務負担行為として定めた物品の借受け又は長期継続契約による物品の借受けについては、1件25,000,000円以下のもの」を削り、「3,000,000円」を「15,000,000円」に、「、1件10,000,000円」を「、1件20,000,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に決裁中の文書の取扱いについては、なお従前の例による。